

筑後市議会情報セキュリティポリシー

○情報セキュリティ基本方針

1. 目的

基本方針は、筑後市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される範囲は、筑後市議会議員とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

3. 準用

基本方針は、この方針に定めるもののほか、筑後市情報セキュリティポリシーの例による。

○情報セキュリティ対策基準

1. 準用

対策基準については、筑後市情報セキュリティポリシーの例による。

附 則

この筑後市議会情報セキュリティポリシーは、令和8年4月1日から施行する。